第17号様式

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

御杖村長

精神障害者医療費助成金(精神通院)交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった精神障害者医療費助成金(精神通院)については、審査の結果、病院等で支払われた自己負担金のうち　　　　　円を助成することに決定したので通知します。

　なお、支払については、　　月　　日をもってあなたの指定された口座に振込を依頼しました。

(教示)

1　この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において村を代表する者は村長となります。)なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。